

第九十六回国 参議院大蔵委員会 會議録第十二号

昭和五十七年四月二十七日(火曜日)
午前十一時一分開会

委員の異動

四月二十三日

辞任

前島英三郎君

補欠選任

野末 陳平君

辞任

和田 静夫君

補欠選任

青木 新次君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

河本嘉久蔵君

委員

衛藤征士郎君

中村 太郎君

藤井 裕久君

穂山 篤君

塩出 啓典君

岩動 道行君

大河原太一郎君

大坪健一郎君

梶木 又三君

嶋崎 均君

鈴木 省吾君

塚田十一郎君

土屋 義彦君

藤井 孝男君

藤田 正明君

青木 新次君

赤桐 操君

鈴木 和美君

丸谷 金保君

国務大臣

大蔵 大臣

渡辺美智雄君

政府委員

大蔵政務次官

増岡 康治君

大蔵大臣官房長

山口 光秀君

大蔵省主計局次

西垣 昭君

大蔵省理財局長

吉本 宏君

大蔵省国務金融

加藤 隆司君

事務局側

常任委員会専門

伊藤 保君

本日の會議に付した案件

○昭和五十七年度の公債の發行の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(河本嘉久蔵君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る二十三日、前島英三郎君が委員を辞任され、その補欠として野末陳平君が選任されました。
また、本日、和田静夫君が委員を辞任され、その補欠として青木新次君が選任されました。

○委員長(河本嘉久蔵君) 昭和五十七年度の公債の發行の特例に関する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は前回終局いたしましたので、これより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○穂山篤君 私は、日本社会党を代表して、昭和五十七年度の公債の發行の特例に関する法律案に対し、反対の討論を行います。

政府は、昭和五十七年度に生じた歳入欠陥の穴埋めのため、財政法が禁止している赤字国債を特例法によって発行いたしました。以来、特例に特例を重ね、今回の法案は、実に連続八回目の提案によるものであります。

このように、臨時異例であるはずの措置を恒常化させ、財政運営の基本法である財政法を無視し続けてきた政府に、財政再建を云々する資格があると言えるでしょうか。

本年度末の赤字国債の累積残高は三十七兆円を超え、国債全体では九十三兆円に達し、国債費の重荷は、五十年の一兆一千億円から本年度は七兆八千億円へと、実に七倍となつて、歳出額の六分の一にも及んでいるのであります。

そのため、財政に課せられました景氣調整の役割りを果たすこともできず、さらに、五十三年度以来、五年連続しての物価調整減税の見送りによつて、国民の実質可処分所得を減少させるなど、わが国経済並びに国民生活への圧迫は真に甚大であると言わざるを得ません。

政府は、昨年七月の第二臨調の一次答申に基づいて、ようやく行財政改革に重い腰を上げるかの姿勢を示しました。

しかし、五十七年度予算に具体化された、政府の言う行財政改革の内容は、実は福祉の切り捨てであり、防衛費突出以外の何物でもなく、地方公共

団体や財政投融資へのツケ回しや後年度負担をいわずに増加させるという、単なる目先の収支じり合わせにすぎないもので、国民が切望する真の意味の行財政改革とは全く異質のものであることが判明したのであります。

さらに、政府の言う財政再建そのものも、現に、足元から崩れ去りつつあります。財政再建に政治生命をかける公言して、二兆円の国債減額を目玉に編成した五十六年度予算は、財政運営の失敗によつて、補正予算において三千七百五十億円の赤字国債を含む六千三百億円の国債増発を余儀なくされ、さらになお、二兆数千億円の歳入欠陥が見込まれているではありませんか。

そして、本年度は急速に落ち込んだ三%前後の成長率がそのまま継続し、三兆ないし四兆円の歳入欠陥が、予算成立直後の現在においてすでに予測されているのであります。

赤字国債の發行は、本案によると、その發行限度額は、第二条において「予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内」であることが明記されております。しかし、すでに現時点において、本年度の赤字国債の發行額が、予算で定めた三兆九千二百四十億円にとどまることはあり得ないことが明確になっている以上、そもそも審議に乗せる条件すら整っていないと言わざるを得ません。

公債は国の借金であり、歳出を賄うための歳入が不足する場合に發行するものであります。しかし、国民が、これをやむを得ないとして認めるのは、必要不可欠な歳出を公平な税金で賄うに不足が生じる場合であるはずであります。

ところが、法律で定め、その実施が決定されている税の公平化のための手段であるグリーンカード制が、一部の閣僚や与党の大部分の手によつて見直しが強硬提起されております。

これら、税負担の不公平は正を否定をしながら、税収不足を補う特例法案を提案しようとする

態度は、断じて許すわけにはいきません。

以上、本案に対する反対理由をもって、私の反対討論といたします。

以上です。

○近藤忠孝君 私は、日本共産党を代表して、昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律案に対し、反対の討論を行います。

わが国の財政は、昭和五十年以降、特例公債を含む大量の公債に依存せざるを得ない状況にあり、このため、社会経済情勢の変化に適切な対応力を発揮するなどの、財政に課せられた役割りを十分に果たし得ないという、重大な局面を迎えるに至っております。

したがって、今日の緊急かつ最重要な政策課題としては、まず、物価の安定を基礎として内需中心の景気の維持拡大を実現しつつ、貿易の拡大均衡を基本として調和ある対外経済関係の形成を図り、もって中長期的安定成長軌道に即した適切な経済成長を実現することであると考へます。そのためには行財政改革の基本路線を堅持して財政再建を強力に推進し、速やかに財政の適応力を回復することが肝要であると確信いたします。

そこで、昭和五十七年度予算に措置された政策について見ますと、歳出面においてはゼロシリングを基本として、各種施策についての優先順位の厳しい選択が行われ、質的内容の充実と景気の維持拡大に配慮しながらも、一般歳出においては前年度比一・八%の伸びという、昭和三十年以来の低い水準に抑制しております。

その結果、公債の発行額につきましても前年度当初予算と比べて一兆八千三百億円の縮減を実現し、既定方針である五十九年度特例債依存の脱却に向けての真摯な政策努力が示されております。

しかしながら、本年度の税収動向について見ますと、財政運営に必要な財源を確保するにはなお不足する状況にあり、特例債の発行収入によってこれを補てんし、もって国民生活と国民経済の安定に資する必要があると見ます。

本案は、そのための、まことに必要にしてやむを得ざる措置を定めたものであり、これまでの特例法と同様、発行限度額、借換債の不発行等々、厳しい条件を付した単年度限りの措置として、国会の議決を求めようとしているものであります。

もとより、本案は、あくまでも財政法の特例措置であつて、昭和五十九年度を目途とする財政再建を、着実に実現し得るよう、いまや立法、行政の両府が一体となつて努力しなければなりません。

このときに当たり、政府に対し、これまで以上に財政収支の改善に尽力されるよう要請するとともに、中長期にわたる国債の償還財源の確保、並びに国債管理政策の方針の確立について十分に配慮されることを切望いたしまして、本案に対する私の賛成討論といたします。

○堀出啓典君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となつた昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律案について、反対の討論を行うものであります。

反対理由の第一は、昭和五十七年度末で国債残高は九十三兆円に達することになるにもかかわらず、実現可能な償還計画が全くないからであります。

一般会計における公債依存度は、昭和五十四年より減少の方向にあるとはいえ、今年度二一%、国債残高のGNPに対する比率は三三・五%、いづれも先進諸国に比し飛び抜けて高い数字であります。結果、国債の利払い、償還のための国債費は今年度七・八兆円に達し、近い将来国債費が国債の発行による収入を上回ることは明らかとなっております。

このような深刻な事態にありながら、国債償還のための長期的な見通しは全く立っていないのであります。現行の制度で推移すれば、要調整額がこれだけになるといふ事務的計算を示した「財政の中期展望」ではなく、財政再建をこのように進めるといふ財政再建中期計画をつくることを私たちは強く要望してまいりましたが、政府は、財政は見通しが立てにくいことを理由につくろうとし

ません。このような行き当たりばったりとも言われかねない赤字公債発行には賛成できません。反対理由の第二は、国民の強い要望である行政改革に十分なメスが入られないままに、赤字国債発行に依存することは許されないからであります。

国鉄、医療等の三K赤字対策に見るべきものはなく、臨調中間答申に基づききの一括法も実質的節約額はわずか五百八十二億円ですぎません。打つべき手も打たず、問題を先に延ばし、赤字国債を発行し続けることは国家財政の破綻に通ずることになり、容認できません。

反対理由の第三は、新しい財源対策に十分な努力がなされず、国債増発に頼る姿勢は認められないからであります。

現在の財政の現状の深刻さから考えるとき、聖域を残すことは許されず、言われる既得権もこの際廃止すべきはやむを得ないと思ひます。

私たちは、新しい財源対策として、特殊法人の金融機関の貸し倒れ準備金の繰り入れ率の引き下げ、約三兆円の利益を積み立てている外為資金からの繰り入れの増額、一兆円余りの補助貸倒回収準備金の取り崩し、約十兆円を超過一般会計、特別会計からの出資金の見直し等を強く主張しましたが、政府の努力が十分なされていないことはまことに残念であります。このような点で十分な努力なく国債発行に頼ることは反対であります。

反対理由の第四は、政府の国債発行の計画は、客観的な裏づけのない政府経済見通しを根拠としたものであり、このような計画を認めることはできないからであります。

五十六年度実質成長率は、政府の見通しから大きくダウンし、結果、二兆円を超過入欠陥を生じることとは明らかであります。さらに、五十七年度五・二%の政府目標も達成される客観的裏づけはなく、政治的に加算された数字であると指摘せねばなりません。このような数字のつじつま合わせに終始している財政計画は破綻することは明らかであり、かかる計画に基づく安易な発行はとう

てい認めることはできません。以上、四つの反対理由を述べ、反対討論を終わります。

○近藤忠孝君 私は、日本共産党を代表して、昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律案に対し、反対の討論を行います。

反対理由の第一は、このような巨額の国債発行が財政法の健全財政主義を形骸化し、平和憲法の精神を踏みにじるからであります。

昭和五十七年度予算は、福祉の切り捨ての一方で軍事費を異常突出させた軍拡予算であり、本法案は、その財源を確保するためのものと言わざるを得ません。第一次オイルショック後の予期せざる歳入欠陥を補うために、臨時、異例の措置として、昭和五十年の補正で、戦後初めて発行された赤字国債は、翌年度からは毎年、当初予算の財源として当然のように大量発行され、今年度で実に八年間も発行されたのであります。

その結果、今年度末における赤字国債の発行残高は三十七兆円に上り、建設国債を合わせると、総計九十三兆円になんとなつてののであります。これは健全財政主義を掲げ、公債発行の原則禁止を定めた財政法の趣旨に明確に反するものであり、かつ平和憲法の精神を踏みにじるものであることは言うまでもありません。

第二に、高度成長型の財政構造による財政破綻を、赤字国債で表面上だけつじつまを合わせても何の解決も得られないばかりか、事態をますます深刻にさせるばかりであります。日本経済が高度成長の時代から低成長、スタグフレーションの時代に入っているにもかかわらず、財政はその歳出、歳入両面において依然として高度成長型の仕組みが温存されているのであります。たとえば歳出面では、大企業向け補助金、エネルギー、経済協力費の名による大企業助成、大型公共投資など、他方歳入面では、大企業、大資産家向け優遇税制などが依然として財政の大きな比重を占めているのであります。

この財政構造を改め、GNPの最大の需要項目

である消費需要を喚起し、あわせて国民生活基礎
公共投資、日本経済のすそ野を形成する中小企業
の設備投資を拡大するなどによって、経済を国民
本位の発展軌道に乗せること、そしてその方向に
財政構造を根本的に改めること、これ以外に解決
の道は残されていないのであります。

第三に、このような大量の赤字国債のツケ回し
は、いずれ国民の負担となつてはね返るのであり
ます。

現に、今年度予算においても国債の元利支払い
のための国債費は、七兆八千二百九十九億円、予
算の実に一四・二%を占め、これが福祉予算を圧
迫しているのであります。しかも、過去の赤字国
債の本格償還が始まる昭和六十年以降は巨額の
償還費も加わり、ピーク年次には十七兆円もの支
出が見込まれているのであります。償還財源を確
保すべき国債整理基金は数年もせずにパンクし、
あとは国民大増税が待っているばかりでありま
す。

いまこそ不公平税制の是正、軍事費削減を初
め、税、財政構造を根本的に見直し、国民本位の
民主的な行政改革、財政改革を実行することが緊
急の国民的課題となつてゐることを指摘し、私の
反対討論を終わります。

○三治重信君 私は、民社党・国民連合を代表
し、ただいま議題となりました昭和五十七年度の
公債の発行の特例に関する法律案について、反対
の意を表明し、討論をいたします。

一般会計における四条国債以外の歳入不足を補
うため本法律案が毎年提出されております。五十
九年度特例公債の発行をゼロにする財政再建計画
のもとに、本年度予算において特例公債三兆九千
二百十億円を発行し、五十六年度に對し一兆五千
六百十億円減額されたところであります。

さて、本法律案に対する反対理由の第一は、一
般財源の不足は、歳出のカットまたは節約で処理
されるべきであります。また、不足が恒常化すべ
ば増税で処理されるものでありましよう。増税に
は国民の納得が必要であることは当然でありま
す。

す。したがって、このような特例公債が毎年安易
に特例法で歳入不足を補うことは財政の秩序を乱
すものと言わなければなりません。さらに、政府
は五十九年度に赤字国債から脱却するための機械
的な国債償還の除で、地方交付税交付金などの繰
り延べや住宅金融公庫補給金の財投からの借り入
れを行うなどによって、当初予定の国債償還額を何
とか果たしたのであり、まさに単なる見せかけの
数字合わせによる国債償還と言わなければなりま
せん。このような後年度へのツケ回しによる国債
償還では何ら財政再建にならないことは明らかで
あります。

反対理由の第二は、財政法上許されている建設
国債が、目的税となつてゐるガソリン税等自動車
税による道路財源を除き、公共事業のほとんどす
べてを賄う実情で、弾力性を欠き、財政政策とし
ての景気対策の機能を果たし得なくなつておりま
す。景気対策としてさらに建設国債を増加し
ることは、国債残高が累年増加し、利払いの国債
費のために特例公債を発行しなければならなくな
るおそれがあります。

反対理由の第三は、毎年のGNPに対する国債
残高の割合及び増税と、所得税の据置きによる
自然増収等による租税負担率が毎年増加してど
まるところを知らないことでありま。増税なき
財政再建のギャッチフレーズが泣くというもので
あります。

最後に、政府は五十九年度赤字国債ゼロにこだ
わることなく、不公平税制となつてきた所得税の
一兆円減税、直間比率の見直し、不況による貿易
摩擦対策、民間活力利用による内需拡大等大きな
歳入穴を希望しないよう総合的な諸施策をとられ
ることを希望して私の討論を終わります。

○委員長(河本嘉久蔵君) 他に御意見もなけれ
ば、討論は終局したものと認めます。
これより本案の採決に入ります。

○委員長(河本嘉久蔵君) 賛成の方の挙手を願ひます。
〔賛成者挙手〕

○委員長(河本嘉久蔵君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべきも
のと決定いたしました。

藤井裕久君から発言を求められております。す
で、これを許します。藤井君。

○藤井裕久君 私は、ただいま可決されました昭
和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律案
に對し、自由民主党・自由国民会議、日本社会
党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、新政
クラブの各派共同による附帯決議案を提出いたし
ます。

案文を朗読いたします。
昭和五十七年度の公債の発行の特例に関
する法律案に對する附帯決議(案)
政府は、現下の厳しい財政事情にかんがみ、
次の事項について十分配慮すべきである。
一、国の財政の実態及びその中期的な展望を明
らかにし、財政再建について国民の一致の理
解と協力を得るよう努めること。
二、昭和五十九年度に特例公債依存の財政から
脱却する既定方針の遂行に努めるとともに、
建設公債についても、今後の経済・財政事情
に即して慎重に對処し、公債依存度の引下げ
を図るよう努めること。
三、財源対策について、負担公平の理念を踏ま
え、中長期にわたる基本的な展望に基づいて
見直しを行うとともに、歳出の一層の縮減合
理化を図るため、行政全般にわたつて徹底し
た洗い直しを行うこと。
四、歳入予算特に租税収入の計上については、
その精度の向上に一層の工夫を加えることと
し、租税の収入不足に伴う決算処理に当たつ
ては、後年度の財源確保に遺憾なきを期する
こと。
五、国債の償還財源の確保に努めるとともに、
建設国債の借換えに当たっては、金融・資本
市場の動向を踏まえた適切な国債管理政策に
関する方針の確立に努めること。
右決議する。

以上であります。

委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(河本嘉久蔵君) この際、藤井君提出の
附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方は挙手を願ひます。
〔賛成者挙手〕

○委員長(河本嘉久蔵君) 全会一致と認めます。
よつて、本附帯決議案は全会一致をもって本委員
会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に對し、渡辺大蔵大臣から発言
を求められておりますので、これを許します。
渡辺大蔵大臣。

○国務大臣(渡辺美智雄君) ただいま御決議のあ
りました事項につきましては、政府といたしまし
ても御趣旨に沿つて配慮してまいりたいと存じま
す。

○委員長(河本嘉久蔵君) なお、審査報告書の作
成につきましては、これを委員長に御一任願ひた
いと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と仰る者あり

○委員長(河本嘉久蔵君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

○委員長(河本嘉久蔵君) 次に、国際通貨基金及
び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法
律の一部を改正する法律案を議題といたします。
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。渡
辺大蔵大臣。

○国務大臣(渡辺美智雄君) ただいま議題となり
ました国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加
盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律
案につきまして、提案の理由及びその内容を御説
明申し上げます。

国際復興開発銀行は、通称世界銀行の名で知ら
れ、開発途上国の開発の促進を目的とする国際開
発金融機関の中心的存在であり、わが国は、従来
から、開発途上国の開発の分野における世界銀行
の役割の重要性にかんがみ、その活動に積極的
に協力してきたところであります。

先般、世界銀行において、今後ますます増大す

税制改革に関する請願

請願者 三重県津市片田町四〇三ノ一 前

紹介議員 川芳雄 外五十八名

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二二九号 昭和五十七年四月十二日受理

税制改革に関する請願

請願者 横浜市戸塚区和泉町二、七四四ノ一 加瀬作治 外七十九名

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二四八号 昭和五十七年四月十二日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都大田区下丸子四ノ四〇 八木橋一 外一万十五名

紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二七三号 昭和五十七年四月十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 岐阜県安八郡安八町大森一八〇 杉山信恵 外三千五百名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二二三号 昭和五十七年四月十日受理

税制改革に関する請願(二通)

請願者 三重県津市野田二一ノ一〇九 谷

紹介議員 地澤 外二百二十八名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二三〇号 昭和五十七年四月十二日受理

税制改革に関する請願

請願者 三重県津市藤方二、三九六倉田ア

パート二二号 鶴田良夫 外七十

九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二四九号 昭和五十七年四月十二日受理

一兆円所得減税に関する請願(二通)

請願者 静岡県袋井市上山梨八四四ノ一

佐野泉 外七十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第九九〇号と同じである。

第三二七六号 昭和五十七年四月十三日受理

一兆円所得減税に関する請願

請願者 山口県阿武郡旭村旭村職員労働組

合内 矢田征男 外三十一名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第九九〇号と同じである。

第三二二四号 昭和五十七年四月十日受理

大企業優遇の不公平税制是正等に関する請願

請願者 神奈川県相模原市相武台二ノ一

一一 福田正宣 外二百五十五名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第二五五三号と同じである。

第三二三一〇号 昭和五十七年四月十二日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都府中市白糸台四ノ八ノ一

藤田浩 外五千二十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二七〇号 昭和五十七年四月十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市鴨居二ノ二〇

松下誠 外百九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二八一〇号 昭和五十七年四月十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 岡山県倉敷市水江一、二四三ノ四

田口美知子 外六千五百名

紹介議員 鈴木 一弘君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二二七号 昭和五十七年四月十二日受理

税制改革に関する請願

請願者 大阪府吹田市藤白台五ノ二二五ノ

二二ノAノ四〇一 吉岡儀子 外

一万二千名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二二三号 昭和五十七年四月十二日受理

大企業優遇の不公平税制是正等に関する請願

請願者 東京都中野区中央二ノ二九ノ一〇

佐藤靖夫 外三十四名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二五五三号と同じである。

第三二七一〇号 昭和五十七年四月十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 三重県久居市元町二、二二四 信

藤勇 外五十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二八五号 昭和五十七年四月十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 愛媛県新居浜市角野新田町一ノ一

二ノ二五 豊田秋男 外二十四名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二二八号 昭和五十七年四月十二日受理

税制改革に関する請願

請願者 静岡県清水市三保一、六五二 酒

井紀世志 外六十九名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二四七号 昭和五十七年四月十二日受理

税制改革に関する請願

請願者 大分市松岡三、八二六 安東俊男

外三千八百八十名

紹介議員 小平 芳平君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二七二号 昭和五十七年四月十三日受理

税制改革に関する請願(二通)

請願者 名古屋市中村区岩塚町西枝一ノ一

磯銅宏和 外九十五名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二八六号 昭和五十七年四月十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 静岡県清水市三保一六ノ八 浅岡

良範 外四十九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三一九三号 昭和五十七年四月十三日受理
税制改革に関する請願(二通)

請願者 神奈川県厚木市飯山五二六 加藤 勇 外二百二十九名

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三一九四号 昭和五十七年四月十三日受理
税制改革に関する請願

請願者 三重県松阪市宝塚町八九九ノ五 伊藤育雄 外四十九名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二〇二号 昭和五十七年四月十三日受理
税制改革に関する請願

請願者 神戸市北区筑紫が丘二ノ一ノ六 安部登志雄 外三千三百四十七名

紹介議員 和泉 照雄君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二〇三号 昭和五十七年四月十四日受理
税制改革に関する請願

請願者 大阪府交野市妙見坂三ノ三ノ四〇 三 中野憲一 外三千九百九十九名

紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二〇四号 昭和五十七年四月十四日受理
税制改革に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市白子二ノ三二ノ三 坂本みち子 外四十九名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二〇五号 昭和五十七年四月十四日受理
税制改革に関する請願

請願者 名古屋瑞穂区内浜町一ノ五九 小島一美 外百七十九名

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二〇六号 昭和五十七年四月十四日受理
税制改革に関する請願

請願者 大分県臼杵市浜区八組ノ三 桂敏 幸 外百六名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二〇七号 昭和五十七年四月十四日受理
税制改革に関する請願

請願者 三重県津市神戸一五四 矢賀通 外四十八名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二一八号 昭和五十七年四月十四日受理
税制改革に関する請願(一通)

請願者 長野県諏訪郡下諏訪町赤砂四、四 五三ノ四 花岡修一 外四千百九十九名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二一九号 昭和五十七年四月十四日受理
税制改革に関する請願(一通)

請願者 神奈川県横須賀市久里浜台一ノ六 ノ一 進藤高雄 外百三十九名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二二〇号 昭和五十七年四月十四日受理
税制改革に関する請願

請願者 栃木県鹿沼市上野町二六三ノ二 宇賀神志郎 外三千三百名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二二二号 昭和五十七年四月十四日受理
税制改革に関する請願

請願者 愛知県安城市柿崎町大土井二四ノ四 石川頼文 外四千三百三十名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二二三号 昭和五十七年四月十四日受理
税制改革に関する請願(二通)

請願者 北海道室蘭市高砂町一ノ五ノ一 山田人久 外六千二百六十名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二二三号 昭和五十七年四月十四日受理
税制改革に関する請願

請願者 三重県津市神戸一五四 三浦達次 外四十九名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

請願者 埼玉県所沢市上安松四六四ノ二 中田孝 外三千五百三名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二三五号 昭和五十七年四月十四日受理
税制改革に関する請願

請願者 愛知県大山市塔野地山王一〇五ノ二 長尾寛二 外四千九百九十九名

紹介議員 渋谷 邦彦君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二三六号 昭和五十七年四月十四日受理
税制改革に関する請願

請願者 福島県会津若松市一箕町八幡字八 幡一ノ四 佐藤静江 外五千名

紹介議員 桑名 義治君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二三七号 昭和五十七年四月十四日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都世田谷区上北沢一ノ三六ノ二 中山良一 外五千名

紹介議員 中野 明君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二三四号 昭和五十七年四月十四日受理
税制改革に関する請願(四通)

請願者 愛知県大山市東唐曾一ノ七一 石 井恭太 外四千五百四十名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二三五号 昭和五十七年四月十四日受理
税制改革に関する請願(三通)

請願者 大阪府高槻市川添二ノ三ノ二馬
湖直樹 外六千三百三十六名
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三三三六号 昭和五十七年四月十四日受理
大企業優遇の不公平税制是正等に関する請願
請願者 東京都八王子市大和田町七ノ一二
ノ一五 竹迫敏 外百十九名
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第二五五三号と同じである。

第三二四三号 昭和五十七年四月十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 静岡県浜松市葵町二七六ノ一八三
真柄博一 外四千三百二十八名
紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二七四号 昭和五十七年四月十四日受理
身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願
請願者 石川県江沼郡山中町上野町 小谷
内俊次
紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第三二八二号 昭和五十七年四月十五日受理
税制改革に関する請願(二通)
請願者 三重県伊勢市八日市場町一四ノ三
一 森幸彦 外五千九十六名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二八三号 昭和五十七年四月十五日受理

税制改革に関する請願
請願者 静岡県浜松市高丘町三九三 大戸
三代 外三千八百六十二名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二八四号 昭和五十七年四月十五日受理
税制改革に関する請願
請願者 静岡県浜松市中沢町七二ノ九 飯
尾太加夫 外四十九名
紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二八五号 昭和五十七年四月十五日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都清瀬市中里一ノ六九三ノ一
松村藤次 外四十九名
紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二九四号 昭和五十七年四月十五日受理
税制改革に関する請願
請願者 静岡県磐田市郡竜洋町豊岡六、八四
二ノ二 野口勉 外九十九名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二九六号 昭和五十七年四月十五日受理
税制改革に関する請願
請願者 滋賀県大津市瀬田三ノ一ノ二 吉
川雅彦 外四千五百名
紹介議員 中尾 辰義君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三二九七号 昭和五十七年四月十五日受理

税制改革に関する請願
請願者 名古屋市中区弥次町四ノ二二
亀井正雄 外三十一名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三三〇〇号 昭和五十七年四月十五日受理
税制改革に関する請願
請願者 千葉市宮崎一ノ六ノ一三ノ五〇八
伊藤治憲 外五百三十九名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三三〇一号 昭和五十七年四月十五日受理
税制改革に関する請願(五通)
請願者 茨城県日立市助川町五ノ一四ノ
五 江崎誠二 外六千五百五十九
名
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三三〇五号 昭和五十七年四月十五日受理
税制改革に関する請願
請願者 静岡県清水市港南町一五ノ二 伊
藤篤 外三十五名
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三三〇七号 昭和五十七年四月十五日受理
税制改革に関する請願(三通)
請願者 静岡市田町五ノ四八 杉田和彦
外百八十九名
紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三三〇八号 昭和五十七年四月十五日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都町田市成瀬二、六〇六ノ七
三 越和子 外四千四百十七名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三三一二号 昭和五十七年四月十五日受理
税制改革に関する請願(二通)
請願者 東京都北区上十条一ノ六ノ四 片
山明義 外五千五百六十九名
紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

昭和五十七年五月十一日印刷

昭和五十七年五月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局